

## 千葉県学生消防団活動認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大学生、大学院生及び専修学校生（以下「大学生等」という。）が、在学中に、消防団員として真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたものについて、本市が公的にその功績を認証することにより、就職活動を支援するとともに、学生消防団員の意識の高揚及び消防団活動の活性化を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 本制度による認証の対象となる者（以下「認証対象団員」という。）は、在学中に、本市の消防団員として1年（ただし、過去に他の市町村の消防団員として活動した者は、その期間を含む。）以上継続的に消防団活動を行った者（大学生等でなくなった日から5年を経過した者を除く。）のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 任意の1年間に5回以上、千葉県消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年条例第31号）第13条第1項に規定する職務に従事した者
- (2) 千葉県消防団消防操法大会等において入賞した者
- (3) 千葉県消防団長等の行う表彰を受章した者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団長が推薦するに値すると認める者（推薦依頼等）

第3条 本制度による認証を希望する者（以下「認証推薦依頼者」という。）は、千葉県学生消防団活動認証推薦依頼書（様式第1号）を消防団長に提出するものとする。

- 2 消防団長は、前項の認証推薦依頼書が提出され、当該認証推薦依頼者が認証対象団員に該当すると認める場合はこれを受理し、千葉県学生消防団活動認証推薦書（様式第2号）を速やかに市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の認証推薦書が提出されたときは、これを精査し受理するものとする。ただし、認証推薦書のみでは精査することが困難な場合には、消防団長に資料の提出を求めることができ、資料が提出されたとき認証推薦書を受理するものとする。

### (審査)

第4条 市長は、前条第3項により、認証推薦書を受理したときは、推薦内容を審査し、認証の可否を決定するものとする。

(審査結果通知書の交付)

第5条 市長は、前条の審査による認証の可否について、千葉市学生消防団活動審査結果通知書(様式第3号)を消防団長に交付するものとする。

2 前項の通知書は、第3条第3項の認証推薦書を受理した日の翌日から起算して原則10日以内(ただし、千葉市の休日を定める条例(平成元年条例第1号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。))を除く。)に交付するものとする。

(認証状の交付)

第6条 市長は、第4条の審査により、功績を認証することとした者(以下「被認証者」という。)に対して、前条第2項の期間内に千葉市学生消防団活動認証状(様式第4号)を交付するものとする。

(認証証明書の交付)

第7条 市長は、被認証者から千葉市学生消防団活動認証証明書交付申請書(様式第5号)が提出された場合、これを受理し、受理した日の翌日から起算して原則10日以内(ただし、休日を除く。)に、千葉市学生消防団活動認証証明書(様式第6号)を被認証者に交付するものとする。

(認証の取消し)

第8条 市長は、被認証者が次のいずれかに該当する場合、認証を取消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があった場合

2 前項により認証を取消した場合、市長は、被認証者に対し、千葉市学生消防団認証取消し通知書(様式第7号)で通知するものとする。

3 認証を取消された者は、既に交付された認証状及び認証証明書を直ちに市長に返却しなければならない。

(認証制度実施記録表)

第9条 市長は、認証決定等の状況を把握するため、千葉市学生消防団活動認証制度実施記録表(様式第8号)を備え付け、必要な事項を記載し、これを常に整理しておかなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、この要綱の施行日以前の消防団活動を含めることができる。

様式第1号

年 月 日

千葉市学生消防団活動認証推薦依頼書

(あて先) 千葉市消防団長

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

私は、下記のとおり大学等に在学中、本市の消防団員として真摯かつ継続的に消防団活動を行い、地域社会に貢献してきました。この実績を今後の職業に活かしたいと考えておりますので、千葉市学生消防団活動認証制度による推薦をしてくださるようお願いします。

記

- 1 大学等 \_\_\_\_\_大学・大学院・専門学校  
\_\_\_\_\_学部 \_\_\_\_\_学科 \_\_\_\_\_年生
- 2 在学期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ~ 現在・ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日
- 3 所属分団 第 \_\_\_\_\_分団 \_\_\_\_\_部 ( \_\_\_\_\_ )

- 4 消防団在籍期間  
入団 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日  
~ 現在 ・ 退団 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日  
※現在又は退団のいずれかに○をつけ、退団している場合は退団日を記入

5 主な活動実績

※記載例

私は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日の在学中の1年間、合計5回以上の消防団活動実績があります。

第〇〇回千葉市消防団消防操法大会において、〇〇賞を受賞しました。

年 月 日

千葉市学生消防団活動認証推薦書

(あて先) 千葉市長

千葉市消防団長

私は、次の者について、本市の消防団員として真摯かつ継続的に消防団活動を行い、地域社会に貢献し、顕著な実績を収めたことを高く評価し、千葉市学生消防団活動認証制度による認証を受けるに値する者として推薦しますので、認証していただきますようお願いいたします。

記

1 認証対象団員

氏 名

住 所

生年月日

年 月 日

大学等

大学・大学院・専門学校

学部

学科

年生

2 所属分団 第 分団 部 ( )

3 学生消防団活動期間

年 月 日 ~

年 月 日

4 主な活動実績

(1) 水火災、警戒、訓練等※に従事した回数

(※千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例第13条第1項に規定する職務)

(2) その他

様式第3号

年 月 日

千葉市学生消防団活動審査結果通知書

(あて先) 千葉市消防団長

千 葉 市 長

年 月 日付で、貴職から千葉市学生消防団活動認証制度による推薦があった者について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 認証対象団員

氏 名

住 所

生年月日

年 月 日

2 審査結果

# 千葉市学生消防団活動 認証状

様

あなたは本市の消防団員として真摯かつ  
継続的に消防団活動に取り組み顕著な  
実績を収め地域社会へ多大なる貢献をした  
のでその功績を認証いたします

(活動内容)

年 月 日

千葉市長

印

様式第5号

年 月 日

千葉市学生消防団活動認証証明書交付申請書

(あて先) 千葉市長

氏名

私は、本市消防団活動の功績が認証されているので、就職活動に活用するため、千葉市消防団活動認証証明書を交付していただきますようお願いします。

所 属	第 分団 部 ( )
認証年月日	年 月 日
必要枚数	枚

# 千葉市学生消防団活動 認証証明書

下記の者は本市の消防団員として真摯かつ  
継続的に消防団活動に取り組み顕著な実績を  
収め地域社会へ多大なる貢献をしたことにより  
千葉市学生消防団活動認証制度により認証を  
受けた者であることを証します

(氏 名)

(生年月日)

(認 証 日)

(活動内容)

年 月 日

千葉市長

印



様式第7号

〇〇千消総第 号  
〇〇 年 月 日

千葉市学生消防団活動認証取消し通知書

様

千葉市長

下記の事由により、千葉市学生消防団活動認証を取消しますので、千葉市学生消防団活動認証状及び千葉市学生消防団活動認証証明書を速やかに返還してください。

認 証 決 定 日	
認証取消し事由	
認 証 証 明 書 の 交 付 履 歴	
返 還 物	

※認証証明書を、既に企業等に提出している等の理由で返還できない場合は、消防局までご連絡ください。

